

(4) 家族介護支援対策について

<趣旨>

介護保険制度は、在宅サービスを中心に提供することにより、高齢者を介護している家族を支援するものであり、介護サービスを受けていただくことが基本となる。しかし、しばらくの間は離島・へき地や中山間地など介護サービスが不十分な地域もあり、また、自分たちの手で介護したいという家族も存在すると考えられる。こうした家族にどのような支援を行えばよいかについては、さらに十分議論を重ねる必要があるが、その結論が出るまでの間、市町村が、介護保険法とは別に、自らの選択により支援事業（家族介護支援特別事業：メニュー事業）を行った場合に国としても助成することとしたものである。

この助成の対象となる事業内容は次のとおりであり、平成12年度予算に要望することを検討している。

① 事業の内容

家族介護への支援の在り方については、平成13年度末までに介護保険法の施行状況等も踏まえて検討するが、その間の当面の措置として、介護保険法とは別に、市町村が自らの選択により、家族介護支援特別事業（メニュー事業）を行った場合を助成を行う。助成割合については、平成12年度予算編成過程において検討予定。

<事業のメニュー>

ア 平成12年度から実施する事業

(ア) 家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する事業（在宅介護支援センター等に委託可）。

(イ) 家族介護用品の支給

重度（要介護度4・5）で市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給する事業。具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可。

(ウ) 家族介護者交流事業（元気回復事業）

高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気回復（リフレッシュ）を図る事業。交流会については、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用することが考えられる。また、家族介護教室と併せて実施することも可。

※ 上記イとウの事業を合わせて、家族あたり年額10万円程度までを助成の対象とする。

(エ) 家族介護者ヘルパー受講支援事業

家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、高齢者を介護しているか又は介護していた家族がホームヘルパー研修（2級・3級課程）を受講した場合に、受講料の一部を助成する事業。

(オ) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊の見られる痴呆性の高齢者を介護している家族に対し、痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する事業。

（早期発見システムの例—G I Sを活用した位置探知システム）

市町村から委託を受けた事業者（オペレーションセンター）が、家族からの通報により、痴呆性高齢者が身に付けている小型の発信装置からの電波をキャッチし、G I Sを活用して位置を特定し、徘徊経路をリアルタイムに家族に伝えることができるシステム

イ 平成13年度から実施（支給）する事業

家族介護慰労事業

重度の低所得高齢者に介護を行っている家族への慰労として金品（年額10万円まで）を贈呈した場合に、これに要する経費を助成する事業。

（ア） 対象者

重度（要介護度4・5）で市町村民税非課税世帯の在宅高齢者が過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けなかった場合に、その者を現に介護している家族を対象とする。

（イ） 対象者の選定方法

要介護認定を受けている者についてはその認定結果を活用して、要介護4又は5の高齢者を対象とする。

また、要介護認定を受けていない者については、市町村の判断で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には要介護認定と同じ方法を利用して、要介護4又は5に相当するものと判断される高齢者を対象とする。

（注）介護保険における取扱いとして、家族介護によって介護保険サービスを支給限度額の一定割合しか使わない場合には、短期入所（ショートステイ）の利用枠を上乗せする方向で具体的に検討を進めている。

② 家族介護慰労事業について（Q & A）

Q 家族介護慰労事業については、介護サービス受給を回避する誘因にもなり得るという指摘があるが、どう考えるか。

A 介護保険制度は、在宅サービスを中心に提供することにより、高齢者を介護している家族を支援するものであり、介護サービスを利用していただくことが基本。

家族介護慰労事業は、あくまでも介護保険制度の枠外の事業として位置づけられるものであり、これを実施するか否かについては、市町村の判断。また、対象者や支給額を限定するなど、介護保険の理念に反することなく、また、基盤整備の遅れを招かないように慎重に配慮したところ。

Q 慰労金の支給は家族（介護者）に対して行うのか、高齢者本人に対して行うのか。また、家族が複数いる場合にはどのように対応するのか。

A 家族に対して支給。家族が複数いる場合など、具体的にどのように支給するかは市町村の判断。

Q 一人暮らし高齢者の場合は支給されないのか。

A 原則として支給されない。ただし、家族が隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっている家族などは、実情に応じて市町村が判断。

Q 対象者の認定はいつ行うのか。（支給を開始する直前の13年度当初に行うこととは認められるのか。）

A 重度（要介護度4又は5）でありながら、1年間介護保険のサービスを受けなかった者を対象とすることから、支給を行う1年前に要介護度4又は5に該当することが認められていることが必要。したがって、12年度中に対象者の認定を行った上で、1年間のサービスの利用状況を見て支給を行うか否かの判断を行うものとする。

Q 年度途中に新たに重度（要介護度4、5）に該当した者の扱いはどうするのか。

A 該当した時点から起算して1年間サービスを受けなかった者を対象。

Q 「過去1年間介護保険のサービスを受けなかった場合」に支給することとしているが、長期入院者やケアハウスの入所者は対象となるのか。

A 「過去1年間介護保険のサービスを受けなかった」とは、施設に入所していない者であって、要介護認定（法定のもの及びこれに準じるもの）を受けた日から起算して1年間、1週間程度のショートステイの利用を除き、介護保険のサービスを受けず、また、長期入院（概ね3ヶ月以上）をせずに、在宅で過ごした高齢者をいう。なお、長期入院した者であっても、その前後を合算して1年以上サービスを受けなかった者については、対象とすることができるものとする。ただし、ケアハウスに夫婦で入居している場合であって、その一方が要介護4又は5に該当する配偶者を介護しており、外部サービスの利用（当該ケアハウスが特定施設入所者生活介護の指定を受けてサービスを提供している場合の利用も含む）をしなかった場合については、対象となりうる。

Q 介護を実際に行っているかどうかの確認は行うのか。

A 確認は行うものとするが、その方法については民生委員や在宅介護支援センター等を活用するなど市町村が実情に応じて判断。

Q 地方負担はあるのか。所要経費は。

A 地方の補助事業としての位置づけであり、厚生省としては応分の負担をお願いしたいと考えているが、具体的な取扱い等については、12年度予算編成過程で結論。所要経費については、12年度予算編成過程において調整するが、総事業費ベースで200億円程度を想定。

Q 家族介護用品の支給等（年額10万円まで）は慰労金と併給できるのか。

A できる。